申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>印鑑登録申請</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市印鑑条例第４条
　印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により、自ら市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部市民課住民記録パスポート係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>新座市印鑑条例第３条
　市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。)により記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。
２　前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。
⑴　満１５歳未満の者
⑵　意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>昭和 52 年 10 月 1 日設定（令和 2 年 3 月 25 日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>即日又は２～３日程度</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>